

答 申 第 98 号

平成14年9月27日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年2月23日付け教高第324号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

平成9年10月28日付けで異議申立人から提起された、平成9年9月16日付け教高第  
17号の232で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、「備考」欄を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年9月16日付け教高第17号の232で行った「平成10年度千葉県公立学校教員採用候補者選考（高等学校）第2次選考の面接委員の任命について」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 教員採用にあたっての面接では、思想調査まがいの行為があるので、公正さを保障するために、これらの面接委員氏名を積極的に公開し、県民の負託にこたえるべきである。

イ 実施機関は面接委員氏名を公開しない理由として、事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると主張するが、なんら具体的な支障を述べることなく、単なるおそれを述べているに過ぎない。

ウ 実施機関は、面接委員が特定されれば、受験者等から接触が図られることにより、秘密の保持や公正性の確保に著しい支障が生ずると主張するが、これは受験者が不法行為を行うこと、また、実施機関は自ら抗し得ないことを言っている。

エ 実施機関が面接委員に委嘱の事実を公言しないように要請することと、条例に基づく部分公開ないし非公開は全く関係のないことである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本文書は、平成9年8月29日付け教高秘第170号「平成10年度千葉県公立学校教員採用候補者選考（高等学校）第2次選考の委員の任命について（通知）」であり、面接委員及びその所属校の校長に対して、実施機関から発出された面接委員任命の通知文書と発出先の学校名等の記載を含む面接委員一覧で構成されている。

- (2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第8号該当性について

ア 本号前段該当性について

本文書は、平成10年度千葉県公立学校教員採用候補者選考（高等学校）第2次選考の実施に当たって作成された通知文書であり、実施機関が行う試験（選考）に関する情報が記録されていることから、本号前段に該当する。

イ 本号後段該当性について

- (ア) 公務員の選考に関して、人事院規則において「試験（選考）の準備又は実施に従事する者は、細心の注意をもって試験（選考）に関する秘密を保持しなければならない。」とあるが、地方公務員の場合も、その性格上秘密保持は自明のことと解される。

本文書に記録された面接委員の所属、職、氏名等が選考以前に判明すれば、選考の情報を事前に入手しようとする者、選考を自己の有利にしようとする者からの接触が図られることにより、選考に関する秘密の保持や選考の公正性の確保に支障が生ずるものと考えられる。

- (イ) また、面接委員の任命又は委嘱に当たっては、受験者等からの接触が図られることとなれば、当該選考業務の遂行に支障を来すと考えられることから、任命又は委嘱した事実を公にしないことを約束しており、面接委員にあっても身分をみだりに公言しないことをお願いしており、このように非公開を前提としている面接委員名を公開することは、面接委員との信頼関係を損なうことになる。

- (ロ) さらに、面接委員名を公開することになれば、当該年度の選考後、不合格になった受験者によって担当した面接委員が特定され、第2次選考（個別面接）の評価に対して不信感や疑念を持った当該受験者などからの抗議を受けるかもしれないという大きな精神的負担を強いることになり、当該選考業務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとともに、面接委員の確保が困難になり、将来の教員採用選

考事務の円滑な執行に著しい支障をもたらすと考えられる。

- (エ) なお、備考欄については、新規であるかないかなど将来面接委員になる者が判明する情報が記載されることとなっており、公開すると、将来の教員採用選考事務の円滑な執行に著しい支障をもたらすものと考えられる。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

本件文書は、平成9年8月29日付け教高秘第170号「平成10年度千葉県公立学校教員採用候補者選考（高等学校）第2次選考の委員の任命について（通知）」であり、面接委員及びその所属校の校長に対して、実施機関から発出された面接委員任命の通知文書と発出先の学校名等の記載を含む面接委員一覧で構成されている。

面接委員一覧は、「No.」、「所属」、「職」、「氏名」、「備考」の各欄から構成され、実施機関は、面接委員に係る「所属」、「職」、「氏名」、「備考」を非公開としている。

##### (2) 千葉県公立学校教員採用候補者選考（高等学校）について

教員の採用は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項の規定により、教育委員会の委員長が行うこととされ、本県においては公立学校教員採用選考規程（昭和48年教育委員会告示第1号）に基づき実施されている。選考においては、書類審査のほか筆答試問（一般教養・教職教養に関するもの及び専門教科に関するもの）、小論文試問、適性検査及び面接試問、さらに教科の特殊性に応じて実技検査など、多面的な角度から公立学校教員にふさわしい候補者の選考を行っている。

##### (3) 旧条例第11条第8号該当性について

本件文書は、平成10年度千葉県公立学校教員採用候補者選考（高等学校）第2次選考の実施に当たって作成された通知文書であり、実施機関が行う試験（選考）に関する情報が記録されていることから、本号前段に該当することは明らかである。そこで、実施機関が説明している教員採用候補者選考（高等学校）の目的・内容に照らし、面接委員の所属、職、氏名等の本号後段該当性について、以下検討する。

ア 実施機関は、上記3(2)イ(ア)のとおり主張する。

確かに、公務員の選考に際しては、試験に関する秘密の保持及び公正性の確保は不

不可欠であることは言うまでもない。したがって、選考前に面接委員の氏名等を公開すれば、面接委員に対して受験者からの接触が図られる可能性は否定できず、すると、当該接触の程度にかかわらず選考に係る秘密の保持や選考の公正性の確保に支障が生ずると認められる。

なお、異議申立人は、上記2(2)ウのとおり主張する。しかし、確かに、不法とも思える行為が行われる可能性があり、したがって、実施機関が厳密に公正性、秘匿性を確保しようとしているものに対して、公開しても支障がないと断定することはできないから、この点で異議申立人の主張には理由がない。

イ 次に、実施機関は、上記3(2)イ(イ)のとおり主張する。

確かに、実施機関は、面接委員の任命等に際して、任命等の事実を公にしないことを約束していることが認められる。

したがって、これを公開することは、面接委員との信頼関係を損なうものと認められる。

なお、異議申立人は、上記2(2)エのとおり主張する。しかし、公言しないよう要請することは、試験(選考)の公正を確保するための手段であり、事務事業の公正若しくは円滑な実施に不可欠であるから、この点で異議申立人の主張には理由がない。

ウ 次に、実施機関は、上記3(2)イ(ウ)のとおり主張する。

選考実施後に面接委員個人に対してなされる働きかけとは、面接試問の在り方に対する建設的な意見・提案・要望もあるであろうが、一般的には、むしろ個別の選考結果に対する意見等の方が多いであろうと想定される。すると、選考結果に対する意見等により面接委員が精神的負担を強いられることは容易に想像できるから、今後の面接委員の確保が困難になることにより、今後の選考業務の円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められる。

エ 次に、所属、職の各欄について部分的に公開することができるかどうか検討する。

所属については、面接委員が豊富な教職経験等を有する者であろうことから、相当の職にある者が任命されていると想定し得るので、所属名から容易に面接委員が特定され得ると認められる。職についても、職のみで面接委員が特定され、又は一覧表の記載から容易に特定され得ると認められるので、部分的に公開することはできないものと認められる。

オ 最後に、実施機関は、上記3(2)イ(エ)のとおり主張するので検討する。

備考欄に記録される情報を公開し、結果として、新規に任命される面接委員の数が判明したとしても、それをもって教員採用選考事務の円滑な執行に特段の支障が生ずるとは、一般には想定しがたい。

カ したがって、「備考」は本号後段に該当しないが、「所属」、「職」、「氏名」は本号後段に該当すると判断する。

(5) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が非公開とした部分のうち、備考については旧条例第11条第8号に該当しないので公開すべきであるが、面接委員の所属、職、氏名については同号に該当し公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 2. 23	諮問書の受理
13. 11. 19	実施機関の理由説明書の受理
14. 3. 27	実施機関から非公開理由を聴取
14. 5. 30	審議
14. 6. 18	異議申立人の意見書の受理
14. 9. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年9月17日現在)